

## 考査基準（土木設計委託業務成績評定）

### 1 評定項目及び細目

評価項目及び細目は次のとおりとする。

項 目	細 目
専門技術力	提案力、技術力、業務執行技術力、 施工時への配慮（※注）、コスト把握能力
管理技術力	工程管理能力、品質管理能力、迅速性、弾力性、調整能力
コミュニケーション力	説明力、協調性、プレゼンテーション力
取組姿勢	責任感、積極性、倫理観
成果物の品質	

（※注）施工時への配慮は、施工計画書の作成の有無を選択する。

### 2 総括監督員の考査基準

#### （1）考査方法

総括監督員は、評定趣旨を十分に理解し尊重した上で、それぞれ総合的に評価を行う。

#### （2）評定点範囲

採点表（総括監督員用）の該当評価項目について、それぞれ総合的に判断して評定するものとする。（評価項目の追加、削除は行わない）

### 3 担当監督員及び検査員の考査基準

評定にあたっては、当該業務の履行状況に応じ、各評定項目の評定を行うものとする。（評価項目の追加、削除、もしくは評価比重の変更は行わない）

### 4 事故等による減点

当該業務履行中に受注者に起因する事故等が発生し、指名停止等の措置を行った場合には、当該業務の総合点に対して、別表－1に基づき減点することができる。

別表－1 受注者に起因する事故等が発生した場合の減点基準

区 分	口頭注意	文書注意	指名停止 1ヶ月まで	指名停止 1ヶ月超
減 点 数	－3点	－5点	－10点	－15点

#### 【適応事例】

- ①入札前に提出した当該業務の技術提案書等が虚偽であった事実が判明した。
- ②発注者の承諾なしに当該業務に関する権利義務、成果物を第三者に譲渡、承継又は公開した。
- ③産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、

関係法令に違反する事実が判明した。

- ④一括再委託、請負を行った。
- ⑤打合せ協議または検査の実施にあたり、職務の遂行を妨げた。
- ⑥当該業務において過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。
- ⑦当該業務において安全管理の処分が不適切であったために、死傷者を生じさせた業務関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。

## 5 契約不適合及び損害賠償による減点

引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであったとき、坂戸市設計業務委託契約約款の契約不適合責任条項等の手続きに従い、履行の追完又は代金の減額もしくは損害賠償が実施された場合には、当該業務の総合点に対して、遡って別表－2、3に基づき減点することができる。

また、坂戸市設計委託業務成績評定要領第6条に定める評定の結果の通知後に当該事象が発生した場合は、評定要領第9条に準じて評定の修正を行うものとする。

別表－2 履行の追完もしくは代金の減額が実施された場合の減点基準

区 分	履行の追完の実施	代金の減額の実施
減 点 数	－10点	－20点

別表－3 損害賠償が実施された場合の減額基準

区 分	損害賠償の実施
減 点 数	－20点

## 6 総合評定点について

総合評定点を算出する際には、対象業務に応じて各評価項目に以下の重みを考慮する。

	評 価 項 目	業 務 評 定
専門技術力	提案力、改善力	8.3
	業務執行技術力	16.7
	施工時への配慮	4.2
	コスト把握能力	4.2
管理技術力	工程管理能力	8.3
	品質管理能力	8.3
	迅速性、弾力性、調整能力	4.2
コミュニケーション力	説明力、協調性、プレゼンテーション力	4.2
取組姿勢	責任感、積極性、倫理観	8.3
成果物の品質		33.3
合 計		100

## 7 設計業務以外の業務が含まれる場合の取扱い

設計業務に測量業務、地質調査業務等の業務が含まれている場合においても設計業務の内容について、評定を実施するものとする。ただし、設計業務の内容が部分的な修正設計の場合は、原則として評定を実施しないものとする。

参考：採点上の補足

採点表の評価項目で、「高度な技術レベル」「難易度の高い業務」の項目があるが、これに関して「設計・コンサルタント業務等入札契約問題検討委員会中間とりまとめ」に示される「知識」の高い業務かつ／又は「構想力・応用力」の高い業務を指す。以下、標準的な業務内容に基づいた例を示す。

図 道路事業に係る設計業務等の例

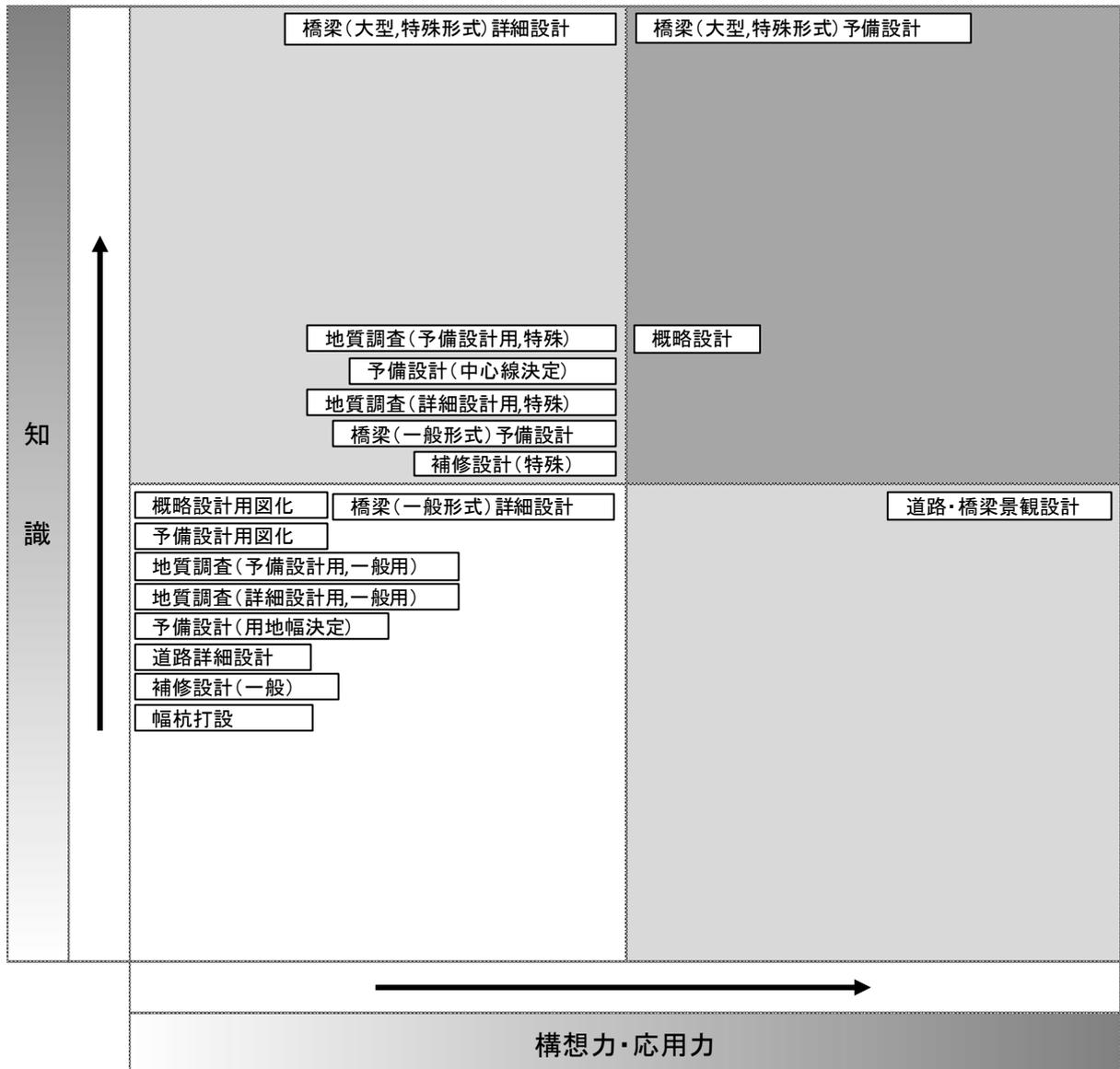
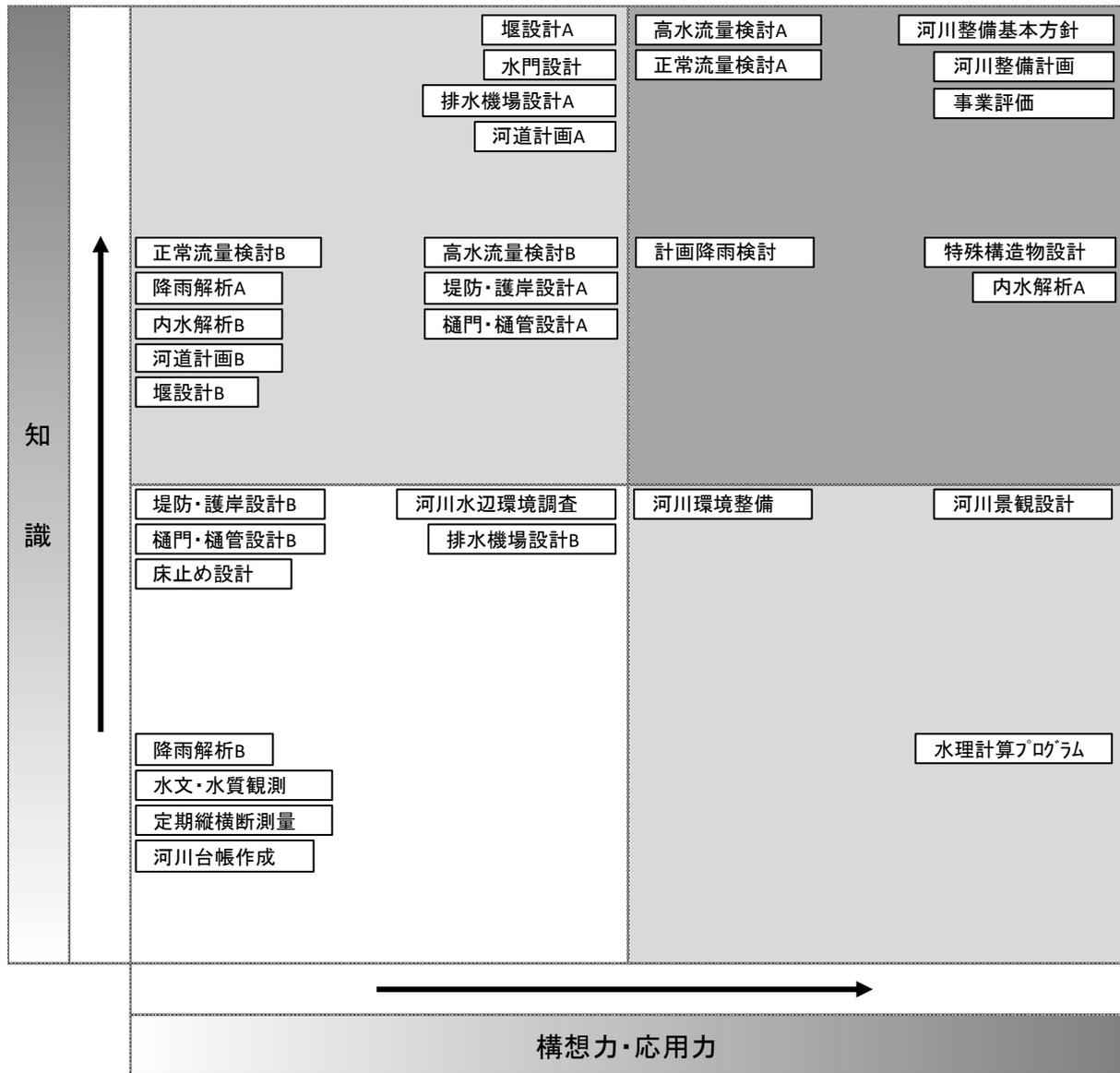


図 河川事業に係わる設計業務等の例



注：A、Bは同種の業務における難易度の違いを表し、Aは難易度が大きいものであるもの。